

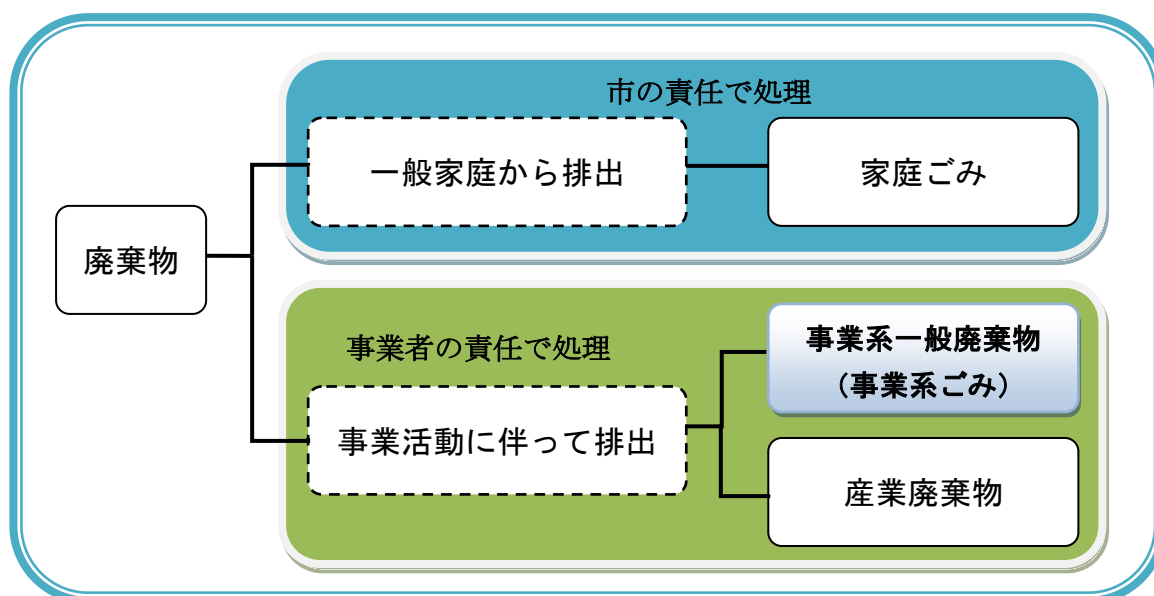
# 日向市事業系ごみの減量化・資源化及び適正処理の手引き

## 廃棄物の区分

廃棄物は、一般家庭から排出される家庭ごみと、あらゆる事業活動に伴って排出される廃棄物に分けられます。さらに、事業活動に伴って排出された廃棄物のうち、廃棄物の処理及び清掃に関する法律で定められた産業廃棄物以外のものを、事業系一般廃棄物（事業系ごみ）といいます。

ここでいう事業活動とは、一般に産業といわれる農業、建設業、製造業、卸売業、小売業等の営利活動のほか、教育、宗教、公務、医療等における非営利活動も含まれます。詳しくは、総務省統計局の日本標準産業分類を参照してください。

また、家庭ごみは市の責任で処理しなければなりません。事業活動に伴って排出された廃棄物は、事業者が自らの責任で適正に処理しなければなりません。



この手引きは、上表の事業系一般廃棄物（事業系ごみ）が対象です。  
産業廃棄物（3 ページの分類②を除く）は、市で処理することはできません。  
産業廃棄物の処理については、日向保健所にお問い合わせください。

## 事業者の責務

---

廃棄物の処理及び清掃に関する法律で、事業者には次の責務があるとされています。

- ◎ 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない 【法第三条第一項】
- ◎ 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めなければならない 【法第三条第二項】
- ◎ 事業者は、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない 【法第三条第三項】

## 事業系ごみの処理方法

---

事業系ごみの処理方法は、次の2通りです。

- ① 日向市一般廃棄物収集運搬許可業者と委託契約する
- ② 日向東臼杵広域連合清掃センター又はひゅうがりサイクルセンターに直接持ち込む

事業系ごみを家庭ごみ収集場所（クリーンステーション）に持ち出すことはできません。また、事業系ごみを直接搬入する場合は、家庭ごみと同様に分別し、処理施設の受入基準（大きさ・量）を守らなければなりません。ただし、一般廃棄物収集運搬許可業者に処理を委託する場合は、許可業者の分別区分に従ってください。

クリーンステーションへの事業系ごみ持ち出しは、不法投棄にあたります。

## 日向市における事業活動に伴った廃棄物の分類表

区分については、産業廃棄物の種類をもとに作成しています。  
業種により、この表にないものも発生します。法令に従い処理してください。

あらゆる事業活動に伴うもの（表1）			
種 類	具体例	主な排出業種	分類
燃え殻	石炭がら、焼却炉の残灰、炉清掃排出物、その他の焼却残さ等	全業種（建設業、製材業等）	①
汚泥	工場廃水処理、各種製造業で生ずる泥状物、余剰汚泥、建設汚泥等	全業種（工場、製造業、建設業等）	①
廃油	鉱物性油、動植物性油、潤滑油、溶剤等	全業種（ガソリンスタンド、飲食店、塗装業等）	①
廃酸	廃硫酸、廃塩酸、写真定着液、各種の有機廃酸類等の酸性廃液	全業種（製造業等）	①
廃アルカリ	写真現像液、ソーダ液、金属せっけん液、自動車用不凍液等のアルカリ性液	全業種	①
廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず、廃タイヤ、農業用ビニール等	全業種	①
	飲食店等で客に提供したプラスチック製容器、ペットボトル等	飲食店、スーパー、パチンコ店等	①
	従業員等の個人消費に伴って生じた弁当容器等のプラスチック製容器包装・プラスチック製品、日用品程度の事務用品等	会社事務所等	②
ゴムくず	天然ゴムくず、天然ゴム製品	全業種	①
	従業員等の個人消費に伴って生じた弁当容器等に使用していた輪ゴム等	会社事務所等	②
金属くず	鉄くず、研磨くず、金属製品等	全業種	①
	従業員等の個人消費に伴って生じた飲料缶等の金属製容器・金属製品、日用品程度の事務用品等	会社事務所等	②
ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず	ガラスくず、陶磁器くず、コンクリートくず、セメントくず、モルタルくず、蛍光灯等	全業種	①
	従業員等の個人消費に伴って生じたあきびん等	会社事務所等	②
鉱さい	高炉、転炉等の残さい、不良鉱石、不良石炭、ふん炭かす、鋳物砂、サンドブラスト廃砂等	全業種（製鉄業、製鋼業等）	①
がれき類	工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリート破片、レンガ破片等	全業種（建設業等）	①
ばいじん	大気汚染防止法に規定するばい煙発生施設等で発生し、集じん施設で集められたばいじん	全業種（ばい煙発生施設）	①

① 産業廃棄物

② 市でも処理することができる産業廃棄物

分類②は市でも処理することができますが、産業廃棄物として処理してもかまいません。

特定の事業活動に伴うもの (表2)			
種類	具体例	主な排出業種	分類
紙くず	包装材、ダンボール、壁紙等	建設業のみ(工作物の新築、改築、除去に伴うもの)	①
	パルプ、紙、紙加工品、板紙等	パルプ・紙製造業、紙加工製造業、新聞業、製本業等	①
	新聞・折り込みチラシ、雑誌、カタログ、ダンボール、紙パック、オフィス紙、紙箱、包装紙等	会社事務所、スーパー、飲食店等	③
木くず	型枠、足場材、建具工事等の残材、抜根・伐採材、木造解体材等	建設業(工作物の新築、改築、除去に伴うもの)	①
	残材、チップ、おがくず等	製材業、木製品製造業、パルプ製造業、家具製造業	①
	木製机・椅子、板きれ等	物品賃貸業 会社事務所、飲食店等	① ③
	街路樹せん定木、庭木せん定木	造園業、園芸サービス業	③
	河川・道路管理等に伴う流木、木ざれ	国・県・市等	③
	木製とプラスチック又は金属等との一体物	全業種	①
	貨物の流通に使用した木製パレット	全業種	①
繊維くず	廃ウエス、縄、ロープ類、畳等の天然繊維	建設業(工作物の新築、改築、除去に伴うもの)	①
	木綿くず、糸くず、羊毛くず等の天然繊維	製糸業、紡績業等	①
	天然繊維くず	繊維製品製造業、畳製造業	③
	天然繊維の衣類、布団、座布団等	スーパー、寝具店等	③
	わら縄	神社等	③
動植物性残渣(生ごみ)	魚・獣の骨、内臓のあら、野菜くず、酒かす、麺くず、パンくず、ぬか、ハムくず、おから、卵から、貝がら、コーヒーかす等(原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物) <b>食品関連業者(食品メーカー、スーパー、飲食店、ホテル等)は食品リサイクル法に従い、発生抑制及び再生利用に努めてください。</b>	食品品製造業(食肉製品製造業、菓子製造業、麺類製造業、豆腐製造業等)、医薬品製造業、香料製造業	①
		卸売市場、スーパー、小売店、精肉店、飲食店、ホテル、会社事務所等	③
動物系固形不要物	家畜の解体等により生ずる骨等の残渣	と畜業、食鳥処理業	①
	食肉の骨等の残渣	精肉店、飲食店、ホテル等	③
動物のふん尿	牛、馬、豚、鶏等のふん尿	畜産農業(酪農業、肉用牛生産業、養鶏業、養豚業等)	①
	ペット等のふん尿	ペットショップ、動物病院等	③
動物の死体	牛、馬、豚、鶏等の死体	畜産農業(酪農業、肉用牛生産業、養鶏業、養豚業等)	①
	ペット等の死体	ペットショップ、動物病院等	③

① 産業廃棄物

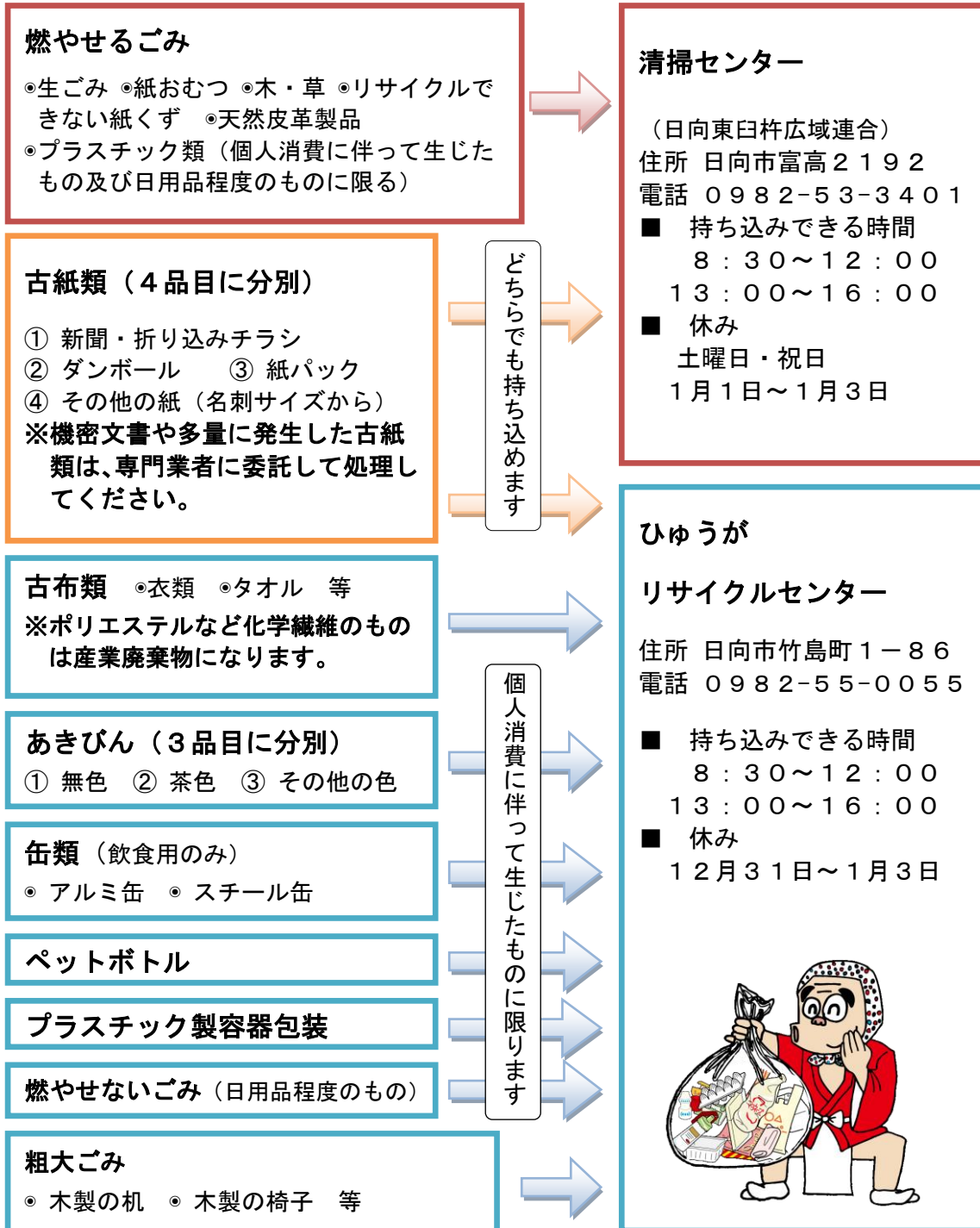
③ 事業系一般廃棄物(事業系ごみ)

分類②・分類③を清掃センター又はひゅうがりサイクルセンターへ持ち込む場合は、家庭から排出されるものと同様に分別してください。

その他 (表3)		
輸入廃棄物	航行廃棄物、携帯廃棄物を除く輸入された廃棄物	①
産業廃棄物を処分するために処理したもので、他の区分に該当しないもの(汚泥のコンクリート固形化等)		①

## 日向市における事業系ごみの分け方・出し方

この表は、事業者が直接持ち込む場合の目安です。業種によっては、産業廃棄物にあたるものや、この表にないものもありますのでご注意ください。



※事業系一般廃棄物（事業系ごみ）は家庭ごみと同様に分別し、処理施設へ持ち込んでください。また、個人消費に伴うものであっても汚れたままのもの等、適正に分別されていないものについては、市では受入れできません。

## 日向市事業系一般廃棄物収集運搬許可業者一覧

許可業者に収集運搬を委託する場合は、それぞれの分別区分に従ってください。

平成31年4月現在 50音順

業者名	電話番号（0982）	住所
(株)1. 2. 3	54-4363	日向市大字日知屋15837
(有)クリーン日向	53-3109	日向市大字富高5961-1
(株)黒田工業	55-0055	日向市竹島町1-86
(株)コーソク	52-5391	日向市大字日知屋12002
(株)日向	52-6903	日向市大字日知屋17062-50
(株)日向衛生公社	54-5111	日向市大字財光寺1131
日向環境(株)	57-2466	日向市大字平岩3987-28
(有)日吉産業	53-1101	日向市大字財光寺2795
(有)別府金物店	52-4768	日向市大字日知屋7624-1
(株)やまかわ興産	53-7067	日向市大字細島667-12

「日向市事業系ごみの減量化・資源化及び適正処理の手引き」に関する

お問い合わせ先 日向市 市民環境部 環境政策課

〒883-0034 日向市大字富高2203番地1

TEL 0982-53-2256 FAX 0982-53-9260